



有料老人ホームについて

平成22年4月9日

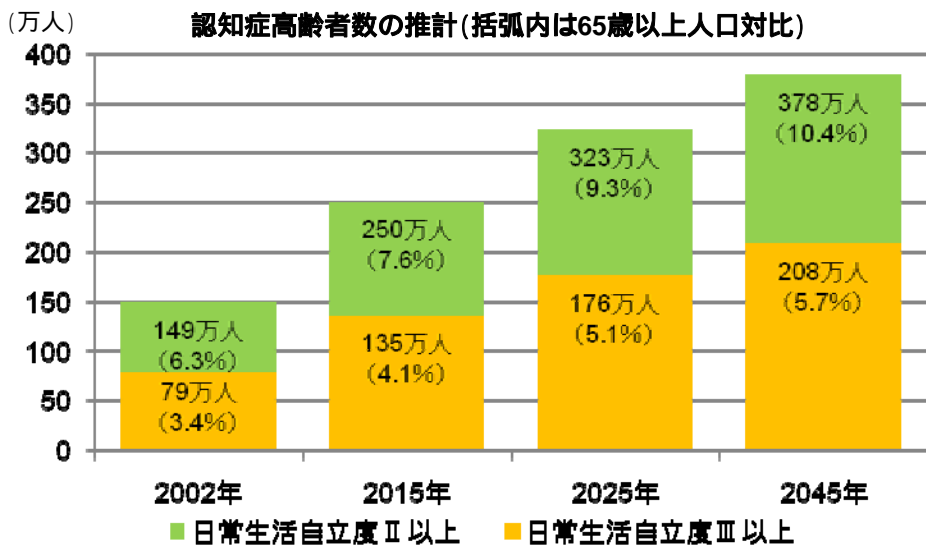
厚生労働省老健局

今後の介護保険を取り巻く状況について

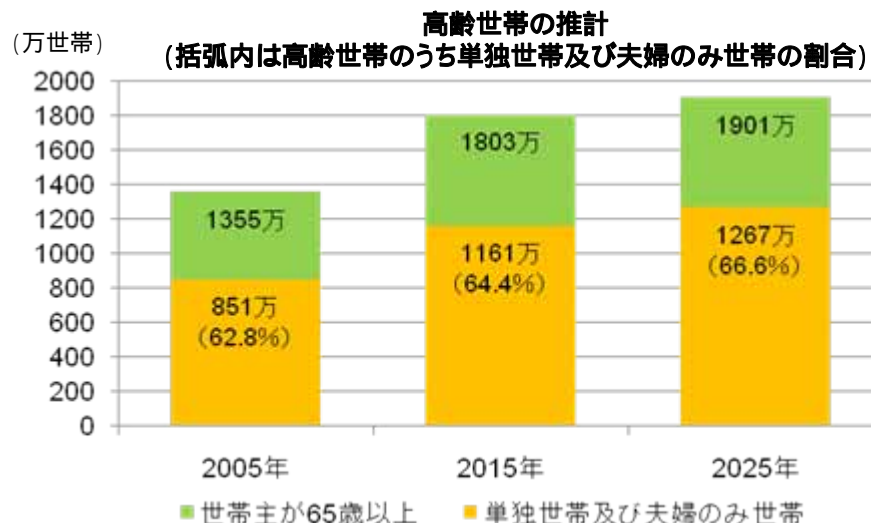
75以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2008年	2015年	2025年	2055年
75歳以上高齢者の割合	10.4%	13.1%	18.2%	26.5%

65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



世帯主が65歳以上の世帯のうち、単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく。



首都圏をはじめとする都市部において、今後急速に高齢化が進む。

	埼玉県	千葉県	神奈川県	秋田県	山形県	鹿児島県
2005年時点での高齢者人口	116万人	106万人	149万人	31万人	31万人	44万人
2015年時点での高齢者人口 (括弧内は増加率)	179万 (+55%)	160万人 (+50%)	218万人 (+47%)	34万人 (+11%)	34万人 (+10%)	48万人 (+10%)

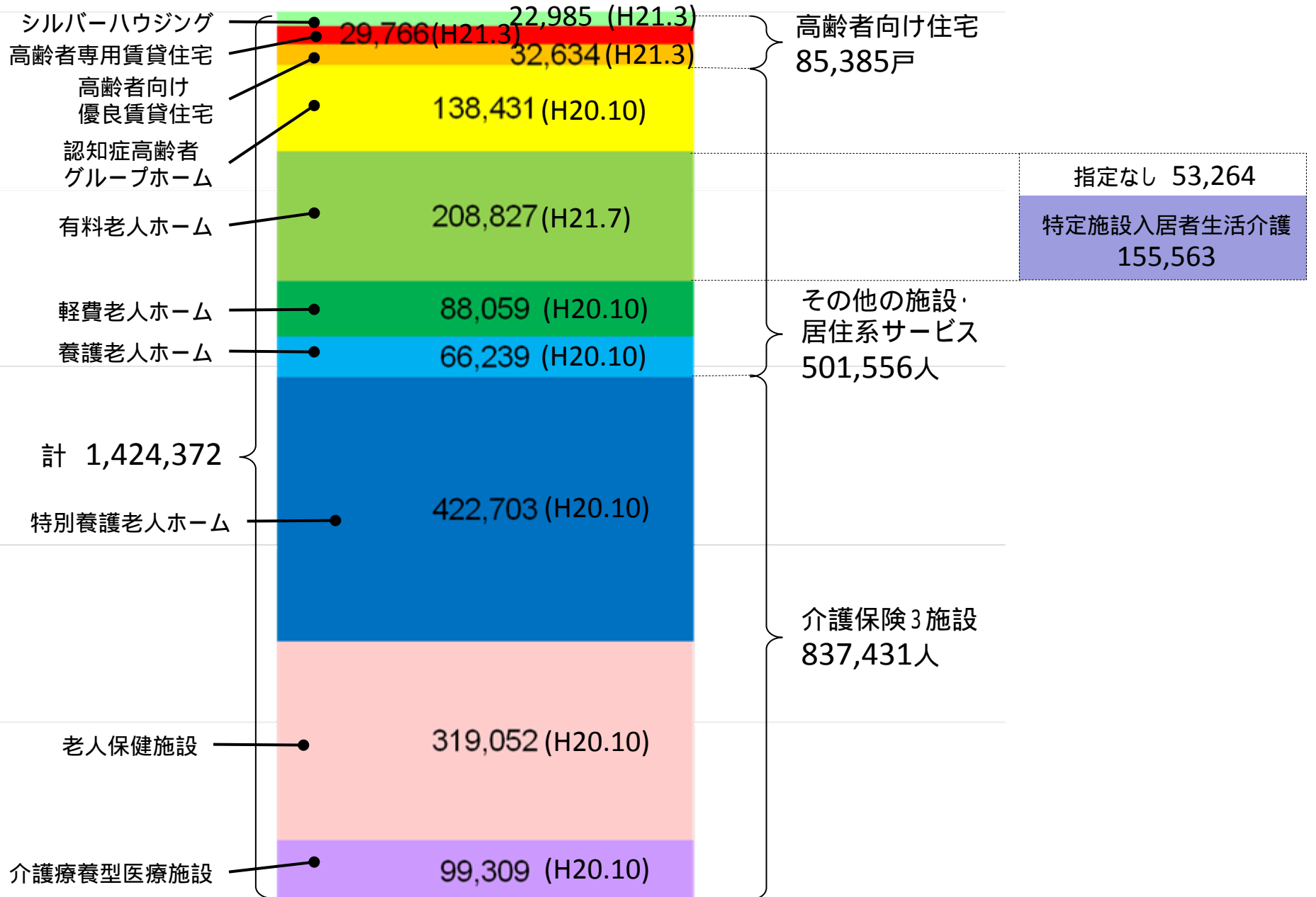
特別養護老人ホームの入所申込者の状況

単位:万人

	要介護1～3	要介護4～5	計
全体	24.3 (57.6%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	13.1 (31.2%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)
うち在宅でない方	11.1 (26.4%)	11.1 (26.4%)	22.3 (52.8%)

各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したもの。(平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。)

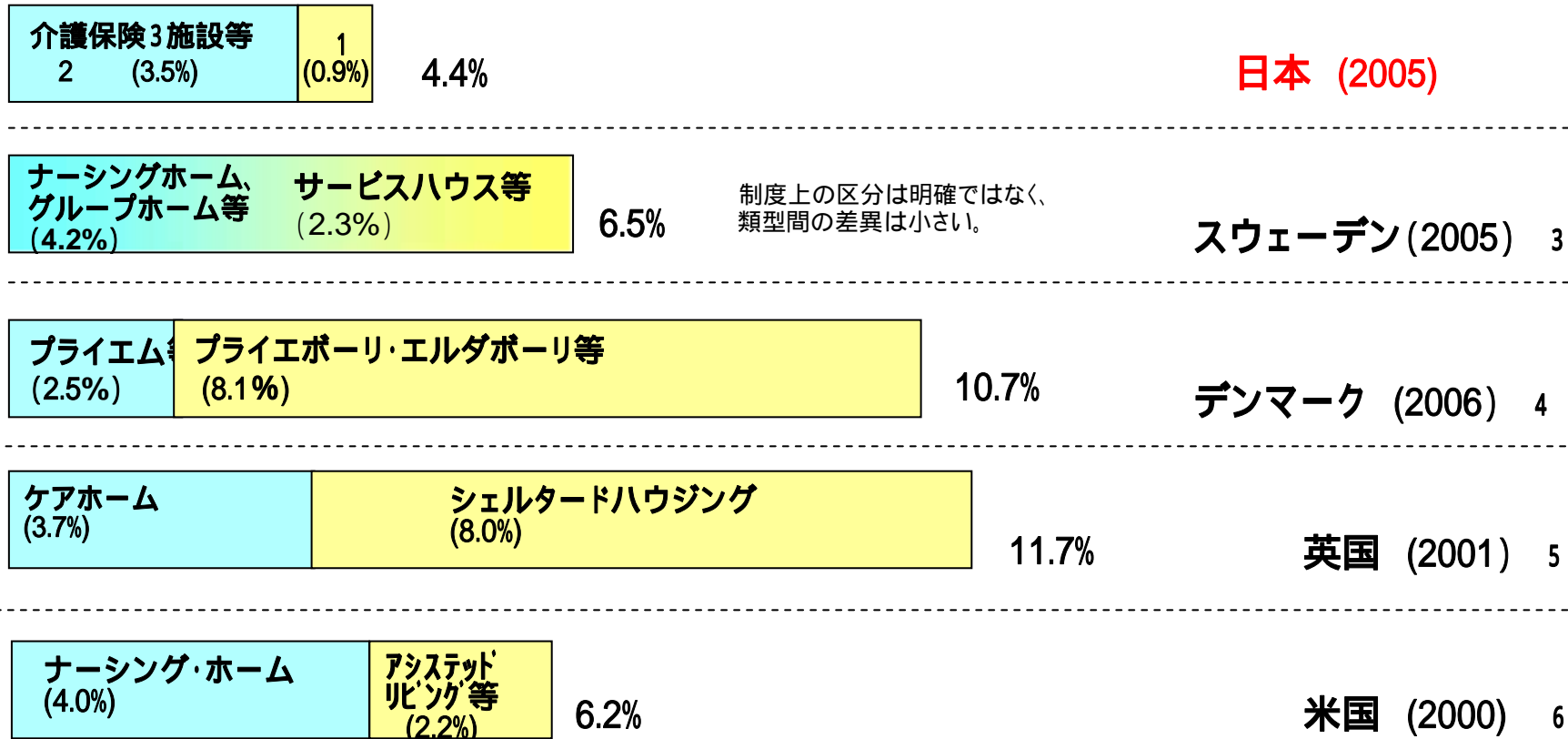
高齢者向けの住宅と施設のストックの現状



各国の介護施設・ケア付き高齢者住宅の状況

我が国における、65歳以上人口に占める高齢者住宅等の定員数の割合は、欧米諸国と比較して少ない。

各国の高齢者の居住状況（定員の比率）（全高齢者における介護施設・高齢者住宅等の定員数の割合）



1 シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅、有料老人ホーム及び軽費老人ホーム(軽費老人ホームは2004年)

3 Sweden Socialstyrelsen (スウェーデン社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)

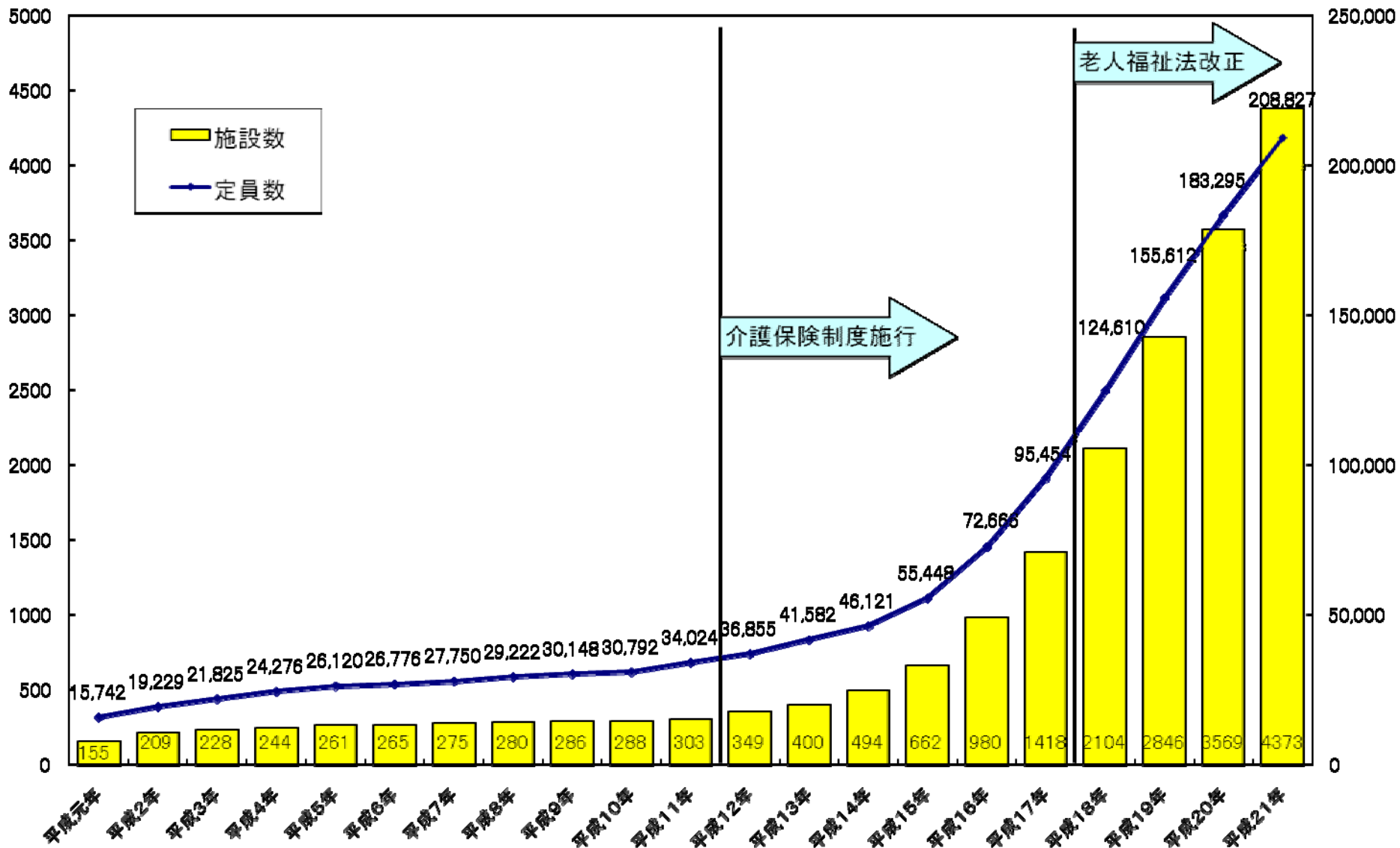
5 Elderly Accommodation Counsel (2004) 「the older population」

2 介護保険3施設及びグループホーム

4 Denmark Socialministeriet (デンマーク社会省)聞き取り調査時の配布資料(2006)

6 医療経済研究機構「米国医療関連データ集」(2005)

有料老人ホームの施設数・定員数の推移

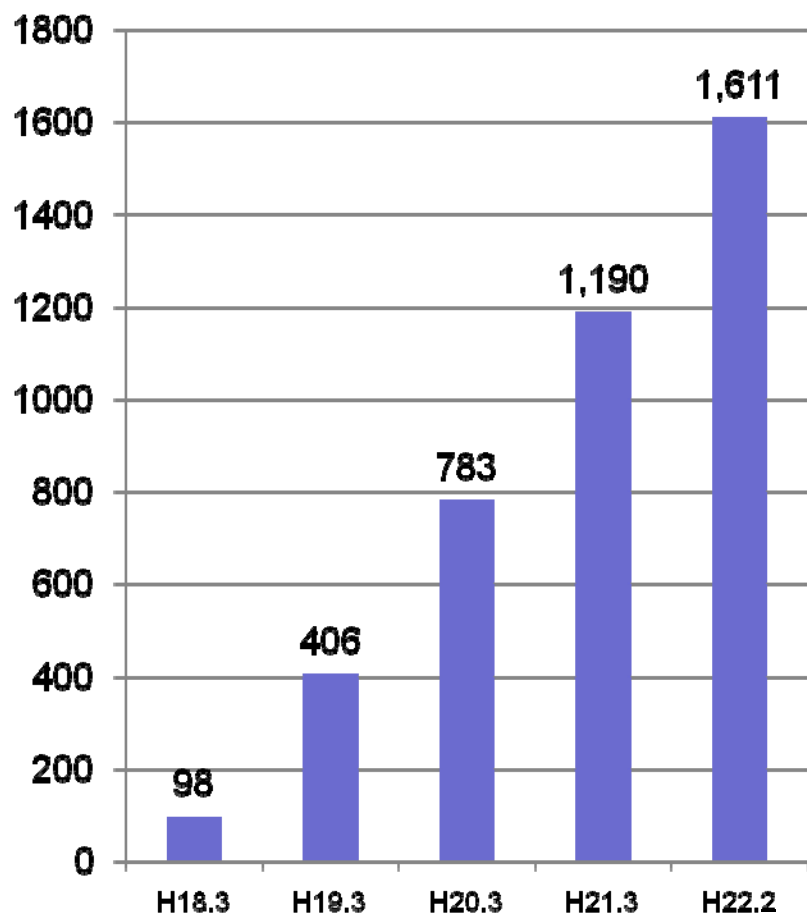


(注) 1. 平成元年は社会福祉施設調査(10月1日現在)

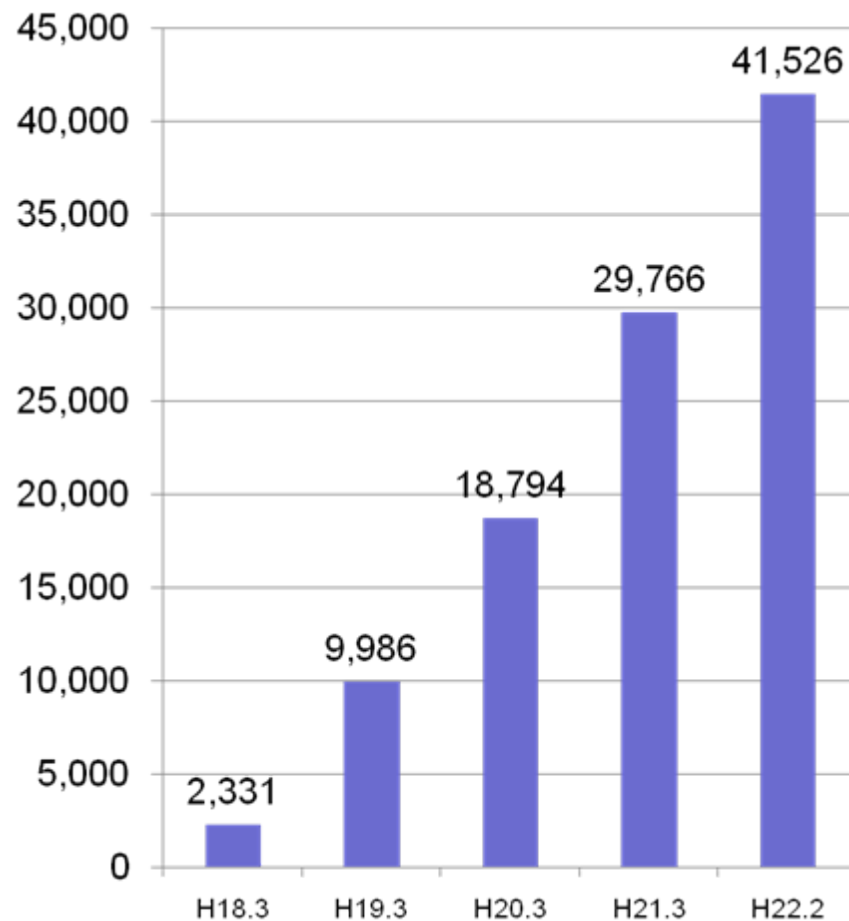
2. 平成2年以降は厚生労働省(旧厚生省を含む)調べ(平成2年は10月1日現在、平成10年は4月1日現在、他は7月1日現在)

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)の推移

高専賃登録件数の推移



高専賃登録戸数の推移



高齢者等居住安定化推進事業

(H22国土交通省予算:160億円)

高齢者向け優良賃貸住宅(高優賃)

知事が供給計画を認定する高齢者住宅

現行制度

廊下等の共同
施設等整備費

各住戸のバリ
アフリー化費用

国1/3地方1/3の助成

ディ
サイ
ー等
の高
齢者
生
活
支
援
施
設
整
備
費

国2/3の助成

拡充事項

廊下等の共同
施設等整備費

各住戸のバリ
アフリー化費用

国2/3の助成(地方負担なしで助成可能)

ディ
サイ
ー等
の高
齢者
生
活
支
援
施
設
整
備
費

高齢者専用賃貸住宅(高専賃)

知事に登録する高齢者住宅

現行制度

助成制度
なし

拡充事項

住宅部分の
整備費用全体

国1/10の助成(住宅部分の上限100万円/戸)

一定の緊急通報及び
安否確認サービスが
要件

ディ
サイ
ー等
の高
齢者
生
活
支
援
施
設
整
備
費

拡充事項

高齢者生活支援施設に
医療施設及び訪問看護
ステーションを追加

これら以外の、
「バリアフリー改修体制の整備」
「公的賃貸住宅団地の地域福
祉拠点化」
「先導性の高い提案」にも助成

高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム

1. 主旨

超高齢社会を迎える中で、医療・介護・福祉のサービス需要の増大に対応するとともに、生活の場としての住まいを確保することが重要課題となっている。

要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けることができるよう、バリアフリーなどのハード面のみならず、生活支援、介護、医療サービスなどのソフト面の体制が確保された高齢者の住まいを地域のニーズにあわせて計画的に整備していくことが重要である。

このため、地域における医療・介護・福祉の一体的提供(地域包括ケア)と連携し、質の確保された高齢者の住まいの充実を図ることを目的として、厚生労働大臣・国土交通大臣の指示のもと、両省が共同で施策を検討する「高齢者の住まいと地域包括ケアの連携推進検討チーム(高齢者住宅ケア検討チーム)」を設置する。

2. 検討事項

住宅分野や介護・医療分野の関係者に対するヒアリングや意見交換を実施しつつ、次のような事項の検討を進める。

- ア. 高齢者の住まいと地域包括ケアの連携に係る課題の整理
- イ. 高齢者の住まいのハード・ソフト両面の質の確保のための行政の関与に係る課題の整理
- ウ. 公的賃貸住宅団地における地域福祉拠点整備の推進

3. 検討体制

厚生労働省老健局審議官、国土交通省住宅局審議官をリーダーとする両省合同の検討チームを設置する。

4. スケジュール

H21.11 第1回会合 H21.12 地方公共団体、有識者へのヒアリングを実施

H22.1 平成22年度予算の連携について検討

さらにチームにおいて検討を進め、本年6月末を目途に課題、施策案の整理を行い、両省共同による立法措置も含めて施策の具体化を図ることとしたい。

地域包括ケアとは

「地域包括ケアシステム」は、
30分で駆けつけられる圏域

介護

- ・ 24時間巡回型訪問サービス
- ・ 施設整備の推進
- ・ 介護職員の疲の吸引等

医療

- ・ 在宅支援療養診療所
- ・ 訪問看護
- ・ 医療連携

配食、見守り、緊急時対応、権利擁護、虐待防止といった生活支援サービス

福祉

ケア付き高齢者住宅の整備

住宅

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本として上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制